



2018年9月14日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 仲井 嘉浩
(コード番号 1928 東証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問 合 せ 先
責任者役職名 IR部長
氏 名 吉田 篤史
TEL (06) 6440-3111

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、昨日、当社個人株主1名より当社取締役に対して株主代表訴訟を提起した旨の2018年9月11日付訴訟告知書を受領しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

今後、本件訴訟に対する当社の対応方針が決定したときは、速やかにお知らせいたします。

1. 原告

矢部 雅一

なお、原告は、本年6月26日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」において既にお知らせしました、当社代表取締役 阿部 俊則を被告とする株主代表訴訟の原告と同一株主です。

2. 被告

当社代表取締役 稲垣 士郎

3. 訴えの概要

原告は、被告に対して、当社が被った分譲マンション用地取引での詐欺事件による55億5,900万円の損害について、業務執行上の判断の誤り及び他の取締役・使用人に対する監視監督責任を怠ったという任務懈怠があり、当社に対する善管注意義務・忠実義務違反があるとして、当社に対する同額の損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めるものです。

4. 経緯

本年4月20日、当社は、原告から当社監査役宛に、稲垣代表取締役に対する取締役の責任追及等の訴えに関する提訴請求書を受領しましたが、6月11日付「株主からの提訴請求への対応について」において既にお知らせしましたとおり、当社の全監査役は、稲垣代表取締役に対して訴訟を提起しないことを決定しております。その結果、原告より本件訴訟が提起されたものです。

5. 公告

当社は、遅滞なく、次のとおり電子公告を行う予定です。

「当社株主から、代表取締役 稲垣士郎に対し、損害賠償及び遅延損害金の支払いを求める株主代表訴訟が大阪地方裁判所（平成 30 年（ワ）第 7752 号）に提起され、当社は 2018 年 9 月 13 日にその訴訟告知を受けましたので、会社法第 849 条第 5 項の規定に基づき公告いたします。」

6. 業績に与える影響

本件訴訟は、株主が当社取締役を訴えるものであり、当社の業績に影響を及ぼすものではありません。

以 上